

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年3月12日

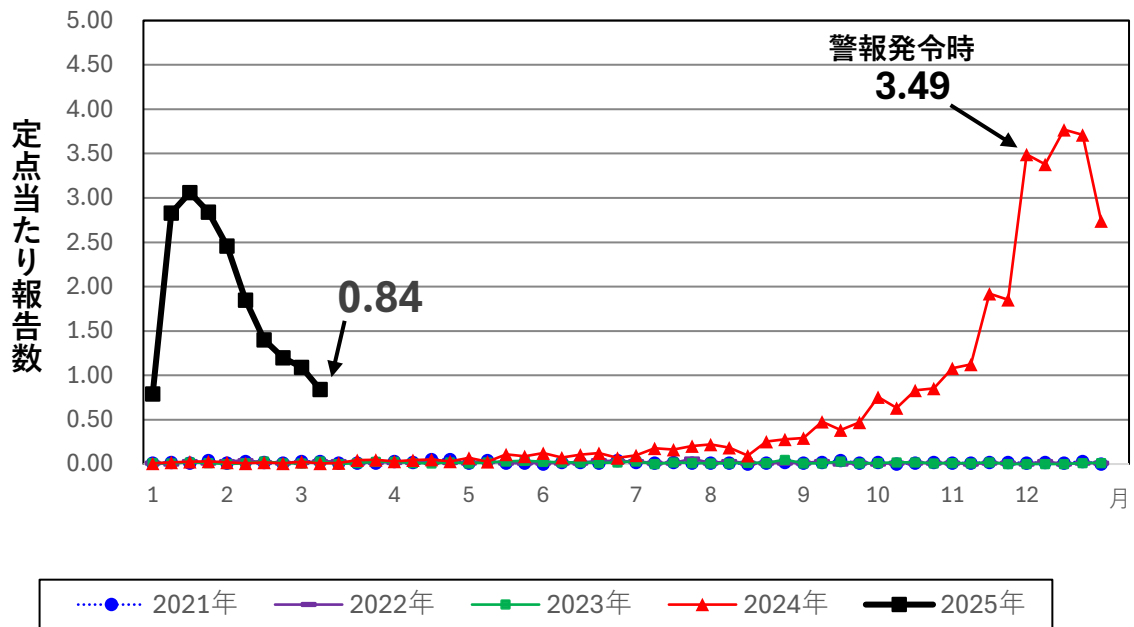
伝染性紅斑の流行警報を解除します

埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの伝染性紅斑の報告数は、本年第3週以降減少を続け、第10週（令和7年3月3日から3月9日）に、1定点当たり0.84人となり、国の定める警報の終息基準値である1人を下回りました。

そのため、令和6年12月4日に発令した伝染性紅斑の流行警報を解除します。

なお、引き続き、マスク着用等による咳エチケットやこまめな手洗い等の基本的な感染対策を心がけていただくようお願いします。

伝染性紅斑（埼玉県）



【参考】

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

伝染性紅斑については、埼玉県医師会の協力を得て、164 の定点医療機関を指定しています。

2 警報の終息基準値について

現在、国立感染症研究所の示す伝染性紅斑の終息基準値は、1 週間の定点当たり報告数1となっています。

3 その他参考情報

埼玉県感染症情報センターホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html>

国立感染症研究所ホームページ「伝染性紅斑とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/443-5th-disease.html>